



福岡医発第 1131 号（総）
平成 24 年 7 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 24 年 7 月 11 日の梅雨前線による大雨被害に係る
災害復旧資金の取扱いの開始について

独立行政法人福祉医療機構より、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された地域に所在する被害を受けた病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、医療従事者養成施設及び指定訪問看護事業（以下「医療関係施設等」という。）の民間の開設者等に対して、災害復旧資金の取扱いを行っている旨通知がございました。

なお、医療機関施設等の種類によっては、代理貸付の取扱いとなる場合がございますのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 別紙 1 災害救助法が適用された地域について
- 別紙 2 融資の対象となる施設等と融資を受けられる方について
- 別紙 3 災害復旧資金について
- 別紙 4 直接貸付・代理貸付について

以上

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

事 務 連 絡

平成24年7月17日

都道府県医務主管部局	}	ご担当者さま
都道府県老健主管部局		
都道府県医師会		
都道府県歯科医師会		

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部医療業務課

平成24年7月11日の梅雨前線による大雨被害に係る
災害復旧資金の取扱いの開始について（周知のご依頼）

平素は当機構の業務について格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

また、先日発生した標記災害に関して、多大な被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当機構では、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された地域（別紙1参照）に所在する被害を受けた病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、医療従事者養成施設及び指定訪問看護事業（以下「医療関係施設等」という。）の民間の開設者等（別紙2参照）に対して、災害復旧資金の取扱い（別紙3参照）をしております。

この取扱いについて、当機構のホームページに周知するとともに、当機構管下の受託金融機関にも周知しているところですが、医療関係施設等の開設者の皆さまにより一層の周知を図る必要があると考えております。

つきましては、災害対応でご多忙の折恐縮ではございますが、貴管下の医療関係施設等に対して、当機構の災害復旧資金をご周知いただければ幸いです。

なお、医療関係施設等の種類によっては、代理貸付の取扱いとなる場合（別紙4参照）がございますのでご注意ください。

今後、災害救助法の適用地域の追加があった場合には、当該地域にも災害復旧資金の適用がある旨申し添えます。後に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）の指定及び閣議決定による貸付利率の優遇の特別措置があった場合には、改めてその旨通知いたします。





Press Release

(照会先)
 厚生労働省社会・援護局総務課
 災害救助・救援対策室
 災害救助専門官 日野 徹 (内線 2819)
 救 助 係 長 吉元 信治 (内線 2819)
 電話 (代表) 03-5253-1111
 (夜間直通) 03-3595-2614

平成24年7月14日(20:00)

7月11日からの梅雨前線による大雨にかかる災害救助法の適用について (第5報)

1 災 害 の 概 要

7月11日からの梅雨前線による大雨により、大分県、熊本県及び福岡県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県、熊本県及び福岡県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大分県】 竹田市 (たけし)	7月12日	7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
【熊本県】 阿蘇市 (あそし)	7月12日		
熊本市 (くまとし)	〃		
阿蘇郡南阿蘇村 (あそぐんみなみあそむら)	〃		
阿蘇郡産山村 (あそぐんうぶやまむら)	〃		
阿蘇郡高森町 (あそぐんたかもりまち)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福岡県】 ※久留米市（くろめし） ※柳川市（やながわし） ※八女市（やめし） ※筑後市（ちくごし） ※みやま市（みやまし） ※うきは市（うきはし） ※八女郡広川町 （やめぐんひろかわまち）	7月13日 〃 〃 〃 〃 〃 〃	7月11日からの梅雨前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

(注) ※は今回適用分

2 今までにとられた措置
・避難所の設置

I 医療貸付事業

融資の対象となる施設等と融資を受けられる方

● 融資の対象となる施設等

病院
診療所
一般診療所・健診センター・指定通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む
歯科診療所
共同利用施設－医師会が開設する臨床検査センター

国立病院等の資産の譲受に要する資金

社会保険病院等の資産の譲受に要する資金

● 融資を受けられる方

病院又は診療所を開設する

個人
医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
学校法人－医・歯学部を置く大学を設置する学校法人
厚生労働大臣が定める次の者

(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ)農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会(いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ)宗教法人

(エ)厚生年金保険の適用事業所の事業主

国立病院等の資産を減額した価額で譲渡を受ける

一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
学校法人－保健医療に関する教育研究を行う大学を設置する学校法人
厚生労働大臣が定める次の者
農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

社会保険病院等の資産の譲渡を受ける

医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
学校法人－医・歯学部を置く大学を設置する学校法人
厚生労働大臣が定める次の者

(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ)消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ)宗教法人

(エ)厚生年金保険の適用事業所の事業主

介護老人保健施設

介護老人保健施設を開設する

医療法人
一般社団法人又は一般財団法人
社会福祉法人
日本赤十字社
個人
学校法人

厚生労働大臣が定める次の者

(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ)農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ)宗教法人

医療従事者養成施設

一助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・歯科衛生士

左記の養成施設を開設する

医療法人
一般社団法人又は一般財団法人

社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。）
日本赤十字社（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。）

学校法人一医・歯学部を置く大学を設置する学校法人

厚生労働大臣が定める次の者

(病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る。)

(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ)農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ)宗教法人

助産所

一児童福祉法に規定する助産施設を除く

助産所を開設する

個人

医療法人

一般社団法人又は一般財団法人

社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く。）

指定訪問看護事業

指定訪問看護事業を実施する

医療法人

社会福祉法人

日本赤十字社

医師又は看護師等を会員として設立した一般社団法人

厚生労働大臣が定めた営利を目的としない法人

厚生労働大臣が定める次の者

(ア)健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ)農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ)宗教法人

(エ)財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会、社団法人日本海員援済会、社団法人全国社会保険協会連合会及び社団法人北海道総合在宅ケア事業団

災害復旧資金について

1.災害復旧資金のご融資について

(1)対象となる方と貸付金の種類

① 対象となる方

- ・ (イ)施設等に直接被害を受けた方
- ・ (ロ)施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方

※市町村長等の発行する災害証明書が必要となります。

② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の(ロ)の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

(2)災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

災害復旧資金	通常
90%	75%、80%

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金(ただし標準建設費を基準とする。)

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	10億円	5億円
介護老健	14億4,000万円	7億2,000万円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(ロ) 機械購入資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	5,000万円	2,500万円
介護老健	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
病院	3, 000万円	1, 500万円
診療所	600万円	300万円
介護老健	2, 000万円	1, 000万円

③ 無担保貸付額

②の(イ)から(ハ)の貸付額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還(据置)期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

(イ) 機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	病院の 先進医療機器	最長10年6月 (最長1年)	10年 (6月)
	上記以外の 医療機器・備品	最長5年6月 (最長1年)	5年 (6月)

※病院の機械購入資金については1品5, 000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ロ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長3年6月 (最長1年)	3年 (6月)

(参考) 増改築資金(期間延長はありません)

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長2年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)

⑤ 貸付利率

- ・ ホームページ(<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/recovery/tabid/1144/Default.aspx>)から最新の金利をご確認ください。

⑥ 取扱期間

災害が発生した日から起算して6月目の月末までのお取扱いとなります。

(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本(北海道から三重県まで)に施設所在地があるお客さま

◆医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9940

Fax: 03-3438-0659

西日本(福井県から鹿児島県まで)に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

代理貸付(診療所等)のお客さま

◆医療貸付部 医療業務課 業務係

Tel: 03-3438-9934

Fax: 03-3438-0659

2. 既往のご融資(返済条件の緩和)についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部 顧客業務課

Tel: 03-3438-9939

Fax: 03-3438-0248

直接貸付・代理貸付の範囲区分

融 資 対 象 施 設					直接貸付	代理貸付	
病 院	特 定 病 院	法 人 の 開 設 す る 病 院	① 地域医療支援病院		○		
			② 医育機関附属の病院(大学病院)				
			③ 臨床研修指定病院				
			④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院 で、精神病床200床以上の病院				
			⑤ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院				
			⑥ 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期 及び専門診療等を担う病床数100床以上の病院				
			⑦ 療養病床を有する病院				
	院	⑧ 特殊診療機能を有する病院(新設又は増床事業に対する特例融資)					
		⑨ 法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院					
		⑩ 医師会が開設する⑤以外の病院					
		⑪ 医療施設近代化施設整備事業を行う病院					
		⑫ 耐震化整備事業を行う病院					
		⑬ 次の都府県で開設する病院 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県	建 築 資 金 の 借 入 申 込 金 額	3.5億円超			○
				3.5億円以下			
		⑭ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する病院		○			
		⑮ 上記①～⑭以外の病院					○
		⑯ 高額な医療機器の購入資金		○			
⑰ 介 護 老 人 保 健 施 設					○		
診 療 所	⑱ 医師会が開設する共同利用施設		○		○		
	⑲ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する診療所						
	⑳ 上記⑱⑲以外の診療所						
医 療 従 事 者 養 成 施 設	㉑ 医師会・公益法人が開設する単独の養成施設		○		○		
	㉒ 直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設						
	㉓ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する施設						
	㉔ 上記㉑㉒㉓以外の養成施設						
㉕ 国立病院・社会保険病院等の資産の購入資金					○		
指 定 訪 問 看 護 事 業	㉖ 医師会・看護協会が実施する訪問看護事業		○		○		
	㉗ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が実施する訪問看護事業		○				
	㉘ 上記㉖㉗以外の訪問看護事業						
助 産 所	㉙ 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する施設		○		○		
	㉚ 上記㉙以外の助産所						
㉛ 療養病床転換支援資金					○		
㉜ 新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金					○		
㉝ 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備事業に関する資金					○		

貸付利率(平成24年7月11日現在)

		増改築資金		機械購入資金	長期運転資金
	償還期間	甲種地域 ※病床・診療所の 不足地域	乙種地域 ※病床・診療所の 充足地域		
病院	20 年償還	1.20%(0.70%)	1.70%(1.20%)	先進医療機器は 1.20%	1.00%
	30 年償還	1.50%(0.80%)	2.00%(1.30%)		
診療所	20 年償還	1.20%(0.70%)	1.70%(1.20%)		1.00%
介護老健	20 年償還	1.30%(0.80%)			1.00%
	30 年償還	1.60%(0.90%)			

- ※1 利率の括弧書きは、10年金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利です。
- ※2 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%が上乘せされます。
- ※3 利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。